

## 企画競争に係る募集公告

平成21年12月9日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 臼杵 徳一

「平成21年度中国の食肉消費の高度化に対応した生産・流通システムの進展に関する調査」の実施に係る企画競争について

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、下記のとおり企画競争を行うので公告する。

### 記

#### 1. 企画競争に付する事項

- (1) 件名 「平成21年度中国の食肉消費の高度化に対応した生産・流通システムの進展に関する調査」
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

#### 2. 契約に関する事項

- (1) 契約限度額は、金4,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (2) 契約期間及び履行期限は、契約締結日から平成22年3月31日（水）までとする。ただし、報告書の内容に不明な点等がある場合、当機構は、契約期間終了後であっても、平成23年3月31日までの間は、委託相手方に対しその内容等について不明な点等がある場合には、随時、問い合わせ等を行うことができるものとする。
- (3) 本企画競争において機構が特定した契約候補者は、企画競争の結果、最適者として特定しただけであり、「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則」（平成15年10月1日付15農畜機第152号。以下「契約事務細則」という。）に基づく契約手続きの完了までは、機構との契約関係は生じない。
- (4) 契約に当たっては、機構と契約候補者との協議が整い次第、機構が提示する契約書をもって契約を締結することとする。
- (5) 契約事務細則第41条に規定する契約保証金は、免除する。
- (6) 本企画競争に係る企画提案、契約、手続き・打ち合わせ等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとする。

### 3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

参加者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構「競争参加者資格審査等事務取扱要領」第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

(参考) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」抜粋

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を有資格者にししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 4の(1)の①の「参加表明書」提出時点において、平成19～21年度機構有資格者名簿「調査・研究」に登録されている者。

#### 4. 応募に関する事項

応募に関しては、以下に基づき行うこと。

##### (1) 応募方法

必要書類の提出

参加者は、以下の書類を提出すること。

###### ① 参加表明書

- ・記載事項 貴社名、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、代表者名、代表者印、採用されなかった場合の企画提案書返却の必要・不要
- ・提出期限 平成22年1月15日（金）午後5時
- ・提出部数 1部
- ・様式 A4、1枚

###### ② 企画提案書

- ・記載事項 別紙「仕様書」の5「企画提案事項」のとおり
- ・提出期限 平成22年1月18日（月）午後5時
- ・提出部数 正本1部 副本10部
- ・様式 A4、10枚程度

##### (2) 提出先・提出方法

上記応募書類は、下記提出先（8の（3））まで、郵送または持参により提出すること。

#### 5. 説明会に関する事項

##### (1) 日時及び場所

平成21年12月21日（月） 午後1時～

東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル 南館1階会議室

また、出席者は各社2名までとする。

なお、説明会への出席は、3の資格要件とはしない。

##### (2) 出席の確認

説明会に出席を希望する者は、その旨を平成21年12月17日（木）午後5時までに、FAXにて送信すること。（様式は任意）

## 6. 選定に関する事項

### (1) 選定方法

機構の役職員により構成する「審査委員会」において、企画提案書の評価基準に則して審査するものとする。

### (2) 評価基準等

別添「企画提案書の審査に係る評価基準および評価項目について」のとおりとする。

### (3) 契約候補者の決定

評価項目ごとの5段階評価の平均値（小数点以下四捨五入）が3.5点以上であるもののうち、最も得点の高かった者を契約候補者として決定する。

なお、参加者が1者の場合でも審査を行う。

### (4) 契約候補者への通知

すべての参加者に対して電話等により審査結果を通知するとともに、契約候補者に対する正式な通知は、後日、文書をもって行う。

## 7. その他注意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該参加者に無断で2次的に使用しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、参加者に対して以後、企画競争に参加停止を行うことがある。

(4) 機構が特定した企画提案書の内容については、「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

なお、4の(1)の①の「参加表明書」において、採用されなかった企画提案書の返却を「必要」とした場合、返却するので「対応窓口」（8の(3)）まで来訪し、返却を受けること。

（返却日：平成22年1月25日（月））

- (5) 本企画競争の実施にあたっては、本公告に定める事項の他、契約事務細則により定める事項によることとする。

## 8. 問い合わせ、各書類の提出先

- (1) 質問・問い合わせについては、電子メールにて行うこと。  
メールの件名に「中国食肉調査に係る質問」と先頭に記載すること。  
また、メッセージ内容の最後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。  
質問への回答は個別に行うが、回答結果については、質問者の社名を伏せ、「参加表明書」を提出した者全員に電子メールで公開する。

- (2) 質問締め切り日時 : 平成22年1月14日(木)午後5時  
質問・回答公開予定日 : 平成22年1月15日(金)

## (3) 対応窓口、各書類の提出先

〒106-8635  
東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル  
独立行政法人農畜産業振興機構  
調査情報部 調査課 担当：藤原  
メール fujiwara (アットマーク) alic.go.jp  
TEL 03-3583-9805  
FAX 03-3584-1743

(メールアドレスについては、スパムメール対策のため ( ) 内の@を省略してある。)

## 別紙 「平成21年度中国の食肉消費の高度化に対応した生産・流通システムの進展に関する調査」に係る仕様書

### 1 調査目的

中国は、世界第1位の豚肉生産・消費国であり、今後もその消費量は増加すると予測されている。また、牛肉についても、近年の経済発展による所得の向上に伴い、食肉消費に占めるシェアが拡大しており、特に都市部においては、消費が顕著な伸びを示しているなど、今後もその重要性は増してくると見込まれている。

このような中国の食肉消費をめぐる動向は、日本のみならず、世界の食肉マーケットに多大な影響を与えつつある。

については、近年の食肉消費の高度化に伴う生産・流通システムの変化とその実態について調査することとし、その結果を広く提供することにより、食肉加工品をはじめとする低価格食材の多くを中国に依存する我が国の関係者の理解を深めることを目的とする。

### 2 調査内容

(1) 調査対象 豚肉、牛肉とする。

(2) 生産関係

以下の点について、直近10年程度の進展状況を、数値情報を活用し、推移の分析や過去と比較する形で整理、解説すること。

		豚肉	牛肉
①	生産形態	飼養戸数、飼養頭数、飼養規模	飼養戸数、飼養頭数、飼養規模
		と畜頭数	と畜頭数(牛全体、うち乳牛(雄、雌))
		生産量(枝肉)	生産量(枝肉)(牛全体、うち乳牛(雄、雌))
		食肉生産量に占める割合	食肉生産量に占める割合
②	品種	名称、種類、特徴 (ブランド銘柄含む)	名称、種類、特徴 (ブランド銘柄含む)
③	生産状況	ライフサイクル	ライフサイクル
		繁殖豚	繁殖牛
		離乳時期、初回授精月齢、初産分娩月齢、妊娠期間、分娩間隔、子豚出荷月齢、供用期間	初回授精月齢、初回分娩月齢、妊娠期間、分娩間隔、子牛出荷月齢、供用期間
		出生から成豚までの各段階における標準体重の推移	出生から成牛までの各段階における標準体重の推移
		出生から成豚までの各段階における飼料の種類、摂取量、調達方法	出生から成牛までの各段階における飼料の種類、摂取量、調達方法
④	生産効率	肥育豚	肥育牛
		もと豚導入月齢、出荷(と殺)月齢、肥育期間	もと牛導入月齢、出荷(と殺)月齢、肥育期間
		導入時及び出荷時の標準体重の推移	導入時及び出荷時の標準体重の推移
		肥育期間中の飼料の種類、摂取量、調達方法	肥育期間中の飼料の種類、摂取量、調達方法
⑤	特徴	1頭当たり枝肉重量、歩留り	1頭当たり枝肉重量、歩留り
		1頭当たり生産頭数	—
⑥	農場	①～④に係る主要生産地域別及び飼養規模別の生産の特徴	
		—	乳牛オスの肥育状況
⑦	見通し	大規模生産農場(又は企業)TOP10	大規模生産農場(又は企業)TOP10
⑦	見通し	今後の見通し	今後の見通し

### (3) 流通関係

以下の点について、直近10年程度の進展状況を、数値情報を活用し、推移の分析や過去と比較する形で整理、解説すること。

		豚肉	牛肉
①	経路	流通ルート(生産から小売りまでのルート図の作成)	流通ルート(生産から小売りまでのルート図の作成)
②	形態	常温、冷蔵、冷凍輸送の割合	常温、冷蔵、冷凍輸送の割合
		輸送形態(生体流通、枝肉・部分肉、精肉流通など)	輸送形態(生体流通、枝肉・部分肉、精肉流通など)
		輸送手段(鉄道、トラック等)	輸送手段(鉄道、トラック等)
③	数、規模	生体市場(子豚・成豚)、と畜場、卸売市場、加工場の数、規模	生体市場(子牛・成牛)、と畜場、卸売市場、加工場の数、規模
		各段階別の業者数、規模	各段階別の業者数、規模
④	特徴	①～③に係る主要地域別及び経営タイプ・規模別の流通の特徴 (〇〇地域では、小規模農家は家畜商へ売却、大規模農家はと畜場へ直接搬入など)	
⑤	企業	主要と畜・加工企業リストTOP10	主要と畜・加工企業リストTOP10
⑥	見通し	今後の見通し	今後の見通し

### (4) 取引価格

調査対象ごとの、生産から流通に至る各段階の取引価格(全国・省別・地域別)

### 3 留意事項

- (1) すべての数値に関しては出典名・聞き取り先、定義等を明記すること。また、可能な限り、全国・省別・地域別といった区分ごとに整理すること。
- (2) 数値の2次利用は認めないこととし、原典を直接確認すること。
- (3) 生産及び流通に係る関係法令・制度・規制がある場合には、その内用を踏まえた報告を行うこととし、必要に応じてそれらの概要(日本語訳したもの)を添付すること。
- (4) 可能な限り、写真付きの解説記事とすること。なお、写真の著作権、所有権については、機構が外部公表を行う上で支障のない状態のものを使用すること。

### 4 成果物(報告書)

成果物は次の2通りとする。

- (1) 詳細用(機構内部用)
- (2) 公表用サマリー(概要版とし、そのページ数については、契約者に追って通知する)

※(1)、(2)ともに電子ファイル(ワード、エクセル等)及び紙ベースで納品すること。

## 5 企画提案事項

### (1) 調査方法

(現地調査の実施、文献収集など、調査項目ごとに具体的な調査手法が分かるよう明記すること。また再委託等を予定する場合には、相手方等を記入すること)

### (2) 実施体制

(人数、担当者名、所属等を明記すること。なお、再委託等を予定する場合も同様に明記すること。)

### (3) 2の(2)～(4)に記された事項のうち、各項目を調査可能部分、不可能部分に区分した上で、それを明記すること。

(例：〇〇については、10年前との比較不可能 など)

### (4) 2の(2)の⑤、2の(3)の④について、それぞれ地域・規模の想定数などを踏まえた解説記事イメージ

(例：主要生産地域は3カ所、流通地域は5カ所、規模は大・中・小の3カ所程度の事例を元に、写真、図表付きの解説記事を、地域・規模別にそれぞれA4・1枚程度でまとめる など)

### (5) 報告書構成イメージ

(報告書ページ予定数、各項目における写真使用予定枚数、図・グラフの利用予定数などを明記し、成果物の全体構成イメージを提示すること)

### (6) 同様事例実績

(具体的に記載し、同様事例の成果物を提出することも可とする)

### (7) スケジュール

(作業内容、期間、目的、管理項目、機構との打合せ、納品物の納入時期等を明記すること)

### (8) 参考見積額

(項目別の積算根拠を記すこと。なお、契約に当たっては、正式な見積書を提出することとする。ただし、正式な見積書に記載する額は、参考見積額を超えない範囲の額とする)



## 別添 企画提案書の審査に係る評価基準および評価項目について

### 1. 評価基準

審査委員会による審査の評価基準は次による。

- (1) 評価点は、以下のとおりとする。  
5 高い、4 やや高い、3 普通、2 やや低い、1 低い
- (2) 評価項目ごとの5段階評価の平均値が3.5点以上であるもののうち、最も得点の高かった者を契約候補者として決定する。  
なお、参加者が1者の場合でも審査を行う。

### 2. 評価項目

審査委員会による評価項目は次による。

- (1) 調査方法、実施体制について
  - ① 調査方法が妥当か。(信頼度の高い情報を迅速に収集することが可能か)
  - ② 本調査を実施するための組織・人員等を有し、専属の担当を設置する等の実施体制を講ずることが可能か。
- (2) 調査内容等について
  - ① 調査内容の個別項目についての的確に把握し、機構の依頼事項をどの程度調査可能としているか。
  - ② 調査内容の解説記事について、専門的見地から分析された、信頼性の高い内容となる記事を作成することが可能か。
  - ③ 調査の内容を的確に把握し、イメージ化する能力を有しているか。
  - ④ 過去の実績等から、本調査を的確に実施することが可能か。
- (3) スケジュール、金額について
  - ① 調査実施スケジュールが妥当か。
  - ② 調査内容の実施に当たり、その見積金額が妥当か。